

事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

事務事業名	風致地区内事務許可事務事業			事業コード	0773
所属コード	092000	課等名	公園みどり課	係名	計画担当
課長名	及川直文	担当者名	長澤幸多	内線番号	7266
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 公の施設	<input type="checkbox"/> 大規模公共事業	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 内部管理

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7	
	施策	うるおいのある公園・街路樹の確保	コード	4	
	基本事業	私的空間の緑化推進	コード	3	
予算費目名	一般会計 8 款 4 項 6 目 風致地区内建築許可事務 (004-01)				
特記事項					
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	昭和 55 年度
根拠法令等	都市計画法第 58 条 風致地区内の建築等の規制に関する条例(昭和 45 年 3 月 27 日岩手県条例第 19 号)				

(2) 事務事業の概要

県条例「風致地区内の建築等に関する条例」に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為の申請を受け、審査を行い、適正な行為については許可を行う事業である。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

県より許可権者として事務委任により、昭和 55 年 4 月 1 日から事務を行っている。
なお、県条例の改正により、平成 16 年 5 月 18 日より市が許可権者となった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

第二次一括法や同整備等政令により平成 24 年 4 月 1 日より、本市の自治事務となり条例制定権者となった。このことによる経過措置である平成 27 年 3 月 31 日までに市で新たに条例を定める必要がある。

また、本市の風致地区指定区域は、昭和 27 年の都市計画決定から見直しが行われておらず、指定当時と土地利用に変化が生じていることから、今後は区域見直しについても検討が必要と思われる。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

風致地区内における建築物の建築, 宅地の造成, 木竹の伐採等の行為をしようとする者である。

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 見込み
A 申請件数	件	14	14	13	27	—
B						
C						

(3) 25年度に実施した主な活動・手順

- ア 相談
- イ 許可申請の受付
- ウ 審査及び現地の確認
- エ 許可書の交付

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 許可件数	件	14	14	13	27	—
B						
C						

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

都市における良好な風致の維持保全を図る。

(6) 成果指標 (意図の達成度を示す指標)

指標項目	性格	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A (許可件数/申請件数) × 100	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	%	100	100	100	100	—
B	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	70	70	140	140
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	280	280	560	560
計	トータルコスト A+B	千円	280	280	560	560
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

技術基準 (緑化のための壁面後退, 緑地率) により, 宅地等の私的空間に緑が生み出されていることから, 施策体系に結びついている。

② 市の関与の妥当性

風致地区は都市環境の保全を図るために風致の維持が必要な区域を指定するものである。建築物の建築, 宅地の造成, 木竹の伐採等の行為の際に, 一定の制限をすることにより, 風致の維持が図られる。したがって, 公共性が高いことから市の関与は妥当である。

③ 対象の妥当性

風致に影響のある建築物の建築, 宅地の造成, 木竹の伐採等の行為の際, 風致に配慮するよう指導することは効果的であり対象は妥当である。

④ 廃止・休止の影響

事業を廃止または休止することは, 良好な風致への住民の意識低下が懸念され, これまでの風致維持の成果が損なわれる。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

近年は許可率が 100% であり風致保全の意識や維持に寄与していることから, このままの状態を維持することが望まれる。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

風致地区内の行為を対象としていることから、特定の受益者は存在しない。

(4) 効率性評価

市の事業費がないので削減は出来ないが、人件費の削減は類似事業と審査部署を統合することにより可能と思われる。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

条例制定が市の自治事務となったことから、早急に市の条例を制定する必要がある。

また、本市の風致地区指定区域は、昭和 27 年の都市計画決定から見直しが行われておらず、指定当時と土地利用に変化が生じていることから区域見直しについても検討が必要と思われる。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

条例の制定にあたっては、県条例の検証や市で事務を行っている他の法令等とすり合わせを行いながら齟齬が生じないように進める。

風致地区指定区域の見直しは、地権者や関係住民等の意見を踏まえながら進める必要がある。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

「4 事務事業の改革案」に記載のとおり、風致地区指定区域は、指定当時と土地利用に変化が生じていることから区域見直しの検討が必要である。

また、風致条例制定権限が市に移譲されたことから、平成 27 年 3 月 31 日までの条例制定に向け事務を執り進める必要がある。